

第22回 村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

- 1 日 時 令和元年5月29日(水) 午前9時57分
- 2 場 所 村上市役所 第1委員会室
- 3 協議事項
 - (1) 村上市議会基本条例の一部を改正する条例制定についての議員発議について
 - (2) 検討項目(案)について
 - (3) その他
- 4 その他
- 5 出席委員(11名)

1 番 河 村 幸 雄 君	2 番 板 垣 一 徳 君
3 番 大 滝 久 志 君	4 番 長 谷 川 孝 君
5 番 佐 藤 重 陽 君	6 番 鈴 木 好 彦 君
7 番 川 村 敏 晴 君	8 番 尾 形 修 平 君
9 番 竹 内 喜 代 嗣 君	10 番 渡 辺 昌 君
11 番 平 山 耕 君	
- 6 欠席委員(0名)

なし
- 7 委員外議員(0名)

なし
- 8 地方自治法第105条による出席者

議 長 三 田 敏 秋 君
- 9 オブザーバーとして出席した者

副議長 大 滝 国 吉 君
- 10 議会事務局職員

局 長 小 林 政 一	
次 長 内 山 治 夫	
副 参 事 鈴 木 涉	

(午前9時57分)

委員長(平山 耕君) 開会を宣する。

協議事項(1) 村上市議会基本条例の一部を改正する条例制定についての議員発議について

平山委員長 協議事項の(1) 村上市議会基本条例の一部を改正する条例制定についての議員発議についてを議題とする。事務局から説明をお願いする。

事務局 局長 それでは皆様お手元のホチキス留めされている村上市パブリックコメント手続を行う案件の資料をご覧いただく。これがただいま5月15日から6月4日までの期間ということで3週間お決めいただいていた村上市議会の基本条例の一部を改正する条例の(案)ということでパブリックコメントをかけているものである。内容についてはご覧のとおりであるが、一枚はぐってもらおうと先般見ていただいたこの基本条例第22条に2項を追加するというので、第22条が議員の政治倫理これについて2項というこ

とで、議員は、からはじまるこの条文を追加するというので、今かけているところである。これについては6月4日以降、先の定数条例の改正と同じくパブリックコメントの内容をまた皆様のほうにお示しをして、それを踏まえてこれを委員会としての結論を決定して議会にお示しをして、最終的には7月の定例会での議員発議ということの流れになろうかと思う。以上である。

- 平山委員長 この件について質疑ないか。
- 尾形 修平 局長に聞くが、現状で意見を寄せられている件数はどれくらいあるか。
- 事務 局長 これは今までの乾杯条例、定数条例と違って今のところ反応がなく、賛成も反対も両方の意見ともない状況である。
- 佐藤 重陽 聞き方悪かったかもしれないけれど、この改正案というのは活動経費の全部を市からの補助金等で運営しているということは、活動経費の全部が対象なのであって、その事業をやるために例えば会の運営費として一部の補助金だとか助成金だとか、または事業申請してそのものの補助金をもらうというのは構わないと、こういうことに捉えていいのか。
- 事務 局長 すみません、もう一度お願いしてよろしいか。
- 佐藤 重陽 ここで言う、議員は活動経費の全部を市からの補助金等で運営している団体ということになると、その運営そのものの屋台骨の活動資金が市から出ているもの以外の団体の役員や何かにはいてもいいと。例えば、事業をやるために補助申請して補助金貰ったとか、毎年例えば、観光協会もそうだが、毎年いくらいくら市の補助金を出すというものに関しては、その一部の補助ということであればいいと、こういうふうにこの条例では捉えていいわけか。
- 事務 局長 この2項を追加することについてさまざまな議論をいただいてこれに決定したわけだが、今ほどのご意見のとおり100%補助金もしくは、交付金助成金等で運営しているような団体の役員には就かないということであったので、その100%補助団体という言い方が、逆に運営のすべてに対してということの言い回しのほうがよいだろうということで、市のほうと協議をしてこれに文言が落ち着いたわけだが、今おっしゃるとおり100%補助でなければいいのかということはあるかと思う。文言から見ればいいわけだが、ただそれについては今まで1項のほうの倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。というようなことで今までも議員の皆様のほうからそういった役員に就かないとされてきたかと思うし、個々具体的に言えば、先例集のその他のところに今までも都度皆様のほうからお話があった、区長には兼務できない、それから消防団の幹部職員それは副分団長以上には就かないということが、先例集には明記されているということなので今までも皆様のほうで、判断の中でそういったことがないようにしてこられたんだと思う。
- 長谷川 孝 今の具体的な話ですべてに対しての補助金助成金の交付を受けている団体というのはいくつあるか。実際調べたんでしょ。
- 事務 局長 私のほうで知り得る範囲であれば、まちづくり協議会が1つある。
(「それ以外出てこないのではないか」「賛成できない」と呼ぶ者あり)
- 尾形 修平 今、佐藤委員言われている意見は今日の会議でする話ではなくて、前回の会議でこの案を皆さんに示して、これでパブリックコメントかけるということで、この委員会です承もらっているので、その話は今の議論にはならないと思う。
(「そこ整理して進めてもらわないといけない」と呼ぶ者あり)
- 事務 局長 今ほど尾形委員からお話があったとおり、この件については議論の末、この形でパブ

リックコメントをにかけていくということであった。今日はそのかけた本体を見ていただいているという状況である。ただ、前回の定数条例それから乾杯条例同じく、最終的に決定するにあたっては、パブリックコメントで市民の意見を聞くということであって、それをもってこの委員会を開いていただいて決定するということなので、パブリックコメントの状況を見ての判断をもう一度仰ぐというところは出てくるということである。

平山委員長 そういうことである。この件これで終わりにしていいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

平山委員長 この件については、以上のとおりとする。

協議事項(2) 検討項目(案)について

平山委員長 次に、協議事項の(2) 検討項目(案)について、事務局から説明願う。

事務局 本日お付けした資料は、左方上に議会基本条例の抜粋であるが、真ん中より下のほうに20条定数のその下、21条が議員報酬となっている。議員報酬の謳いこみ方がこの形になっているということであるので、この点を踏まえてご説明申し上げたいと思うし、なお、もうひとつその下のほうに第2回の中間報告ということで、全員協議会でお示しをしたホチキス留めの資料がある。先にこちらのほうはぐっていただいて、3ページである。この3ページのところの中段から下、真ん中あたりか、そこでということが始まるが、当特別委員会としては今後も検討期間を1年間延長して、この議員報酬の件とさらに議論を進めなければならない検討項目について協議していくことと決定したということで述べているので、これを踏まえての皆様からご議論いただく検討項目になろうかと思う。更にお付けした資料、一枚ものであるが、資料ナンバー入ってなくて申し訳ない。これは先の専門的知見の皆様には調査会として、調査していただいて、答申を行っていただいたときに6として答申にあたっての附帯意見ということで受けられた附帯意見の1、2、3、4ということで、これに報酬に絡む部分があるということであるのでよろしくお願ひしたいと思う。以上である。

平山委員長 このことについて皆さんから質疑を受けるがいかがか。

事務局 説明の追加であるが、前回のこの調査会の中で、私の説明がはっきりしなかった部分のことを申し述べさせていただきたいと思う。長谷川委員から報酬にかかわる部分でこの基本条例の変更が必要なのか必要じゃないのかということの質問があったところである。それについてであるが、この先ほどの基本条例の抜粋のほうをご覧になっていただきたいが、基本的に今回定数条例については変更いただいたわけだが、この定数条例の謳いこみかたが1本のところに2項がついていて議員が提案するものとするというふうに書いているので、先回についてはこのとおり議員発議でもって行われたものであるし、今後ご議論いただく方針についてはこの2項というものがないわけで、私のほうで先回まで申し上げていたのが、市のほうで持っている報酬等審議会がある関係で報酬等審議会については市長が議会議員並びに三役役員の報酬を決めるにあたっては報酬等審議会にかけるということで、かけねばならないという条項がある。それを踏まえて私のほうでこれはどうしても報酬等審議会かけなければならないと理解があったが、そうではなくて議会としては議員発議で出せるものである。ただ、今までのご議論の中では議員が発議するのではなくて報酬等審議会にかけてもらって、最終的な報酬額を決めるというような流れがいいのではないかということのご議論が先回まであったということだ以上である。

平山委員長
尾形 修平

このことについて疑問のある方どうぞ。

この報酬の件に関しては前回の委員会で、各会派さんから各々の意見を出してもらった中で驚ヶ巢会さんと私ども高志会のほうで今局長言われたように今回、第三者委員会で出た資料をもとにこの委員会でなかなか報酬を決めるというのは私は難しいと思うので、報酬等審議会の市長に当然理事者側から報酬等審議会のほうにお願いしなきゃならないので市長のほうに議会としてお願いして今期来年の4月までは今の報酬でいかなきゃならないと思うが、来年の4月以降の報酬に関しては報酬等審議会に諮っていただくという方向でこの議会改革の委員会で決定されるのが私は望ましいかなというふうに思う。ただし、前回も第三者委員会で提出された意見のように現状維持が望ましいという意見があるとともにも他市町村と比べてやっぱり村上市の議会は安いんだということが出てきた話なものだから、上がるのが前提ということじゃなくて本当に白紙の状態でかけたときに果たして現状維持ということが報酬等審議会から出ることか、増額というのが出るのか、はたまた減額ということになるのかを含めて、私はすべて報酬等審議会のほうに委ねるのがよろしいのではないかなというふうに思う。

板垣 一徳

従来から申しているとおおり、この特別委員会では金額を示すということは今までも何回も何回もお話した経過があつて難しいと私は思う。そういう観点から、今高志会が言うようにいわゆる専門的な機関から出ている、報酬については現状維持という答えも出ている。そういう資料を添付して、あるいはこの地域の議会の報酬の参考になるような資料もお付けして、そして私は市長の諮問機関である報酬等審議会に伺ってみるというのが一番望ましいのではないかと私は思う。

長谷川 孝

これ我々旧村上市のときからなんとか議員報酬のことを考えてもらいたいということで、我々の責任もある、上がらなかったというのが。報酬等審議会にかけると今はどういった人たちが委員になっているのかわからないが、前のときには区長会長とか中心でなっていたためになかなか自分たちで、私も村上市の区長会長のところに行って今の現状を話をしてなんとか区長会長に口火を切ってもらいたいんだけどもという話もしたことがある。ところが、話すような場でなかったということでなかなか上がらなかったというのが今までの現状である。そのためにまず一応そのこういう形で専門的な知見を持っている方になんとか判断してもらいたいというふうになったのではないかなと思うのだけれど、報酬等審議会に上げなかったのは、例えばの話今までの、ちょっと議長に聞きたいが、合併後ほとんど上げていないよね。報酬等審議会に上げていないというのは、やっぱり自分たちで報酬を決めようとしたからだろう、実質的には。そうだよ。

三田 議長

基本条例にもあるように議員自らが、報酬に関しては決定すると謳われている関係上、特別委員会等々でもそういう話できたが、なかなかそれが困難を極めているというのが現実である。それと同時に長谷川さんこれも承知だと思うが、これ報酬とは別だが政務調査費の問題でも非常に阻害要因というか、皆さんで決定したものが覆されたというような観点があるので、今長谷川さんからお聞きした話、そして驚ヶ巢会の代表、高志会の代表を含めるとやはり本市の現状はいささか低いということは私も認識しているので、きちっとやっぱり報酬等審議会で審議願ったほうがいいというのが今の私の考え方である。

佐藤 重陽

考え方を整理しないとイケないのかなと思うが、本来私は報酬等審議会に諮るとするのは例年の定期昇給的なものが必要かどうか、あるべきかどうかということが議論されるのが本来の報酬等審議会だと思う。私は上げろという意味ではないけど今ここで

言う本来の議員報酬のあり方というのは報酬等審議会にまかせるという性格のものでなくて議員報酬そのものを抜本的にどうするかという、検討するための材料というか議題だと思う。そういう中で、前回知見を求めるといって出てきたのが、働いていない議員は現状維持だよと、簡単に言えばこういう答えが出てきているのだからそのものを受け入れるかどうかでしかないのではないか。だから、報酬等審議会というのは私は本来今までも議会改革で相談してきたかもしれないが、本来であれば、議会自らがしないのだから、理事者側にお願いしてきたわけだが、声がかかったときに毎年これはかけているべきでよかったのであって、改めて本来の議員活動、議員報酬がどうあるべきかなんていう考え方の中で報酬等審議会に諮るものではないのではないかな、ちょっと異質なものでないかなというふうに私は考えているので、だから報酬等審議会には当然私は、本来今までもそうだが、合併して以来諮ってきていないということの前に聞いたので、それ自体は本来の議員報酬がどうあるべきかという観点とは別の形でかけてくるべき問題であったので、今後はかけようというのであれば当然私はかけるべきだと思うし、それと今我々が考えている議員報酬のあり方そのものをそこで協議するということとは、期待するということとはちょっと違うのではないかなというふうに考える。

板垣 一徳

佐藤委員が言うのもよく理解できるし、まず、私ども合併をされてこの10年間を振り返ってみたいと思う。それで私ども合併する前になぜ村上市がこういう報酬制度上げてこなかったのか、途中下げている。これが大きな私はひずみであったのでなかろうかと思う。そして、平成20年に合併をしてそのときに佐藤宮吉議長が自分の議員生命をかけたい、基本条例を作りたい、こういう議長の決まって以来私どもに声掛けをしていただいた。私も基本条例は将来の村上市を運営していく上では必要性があるという認識のもとで長谷川孝さんを特別委員長に基本条例を作成する上の委員長として4年間、そして平成24年に基本条例が成立している。その後、今度は宮吉さんがこれを享受して私ども合併2期目の改選があった。そして私が議長になって、その時の基本条例の中に政務活動費を同時に進行していて、いわゆる活動費が1人個人で12万、あるいは会派で活動するも1人12万、24万というふうに、本当に1人か2人の議員の反対者だったが、満場に近い形でこの政務調査費というものが議決した。そして平成25年に発足して、私が議長になってこの政務調査費に対して見直そうという議論に相成った。これは私ども議会を議決はしたものの政務活動費をいわゆる請求をしない。これは選挙のときにきわめて市民から抵抗あるいは批判があって、そして皆さんにお願いを私がして、政務調査費の見直しというものを議決はしたものの見直しを計った。同時に今の議会改革というものを政務調査費を私がやってきて、そして今から3年前に改選があって三田議長が誕生した。そしてこの議会改革をやろうと、定数あるいは議会の改革全体をやろうという大きな4年間のブランクの中でずっと引きずってきた、そしてこの議員の定数はまあまあ専門的な委員の皆様方からも減らすべき、あるいは議員の個人アンケートの中でも減らすべき、圧倒的である。それで、議員の定数については私どもの思いというか目的は達成したわけであるが、報酬に入ってみると今の議会改革の一委員として、本当に恥ずかしいながらもなかなか単価を示せない状況に陥ってきたと、この3年間まったくそれひとつできた。だから私はこれを上げるという、本来であれば報酬等審議会というのは上げる時期がくれば報酬等審議会に市長が諮問するというのがふつうである。下げるために私は報酬等審議会かけたというのは、今まで議会生活の中で私は経験がない。そういう中で現状維持という答えが出ているの

だから、このことも踏まえて私どもは報酬等審議会にこれは市民の代表になっているのだからしっかりとそこで判断をしていただくということしか、この議会改革の報酬問題については先に進むことができないんじゃないかと、何回集まっても同じである。その代わり、最悪の場合は報酬が高いという報酬等審議会が出る可能性だってあると私はそう思っている、今日はそのことをここで一定の方向性をきちっと出して、そして、今度次にこれは私どもが報酬等審議会かけるわけにいかないわけだから、市長にお願いしていくという方向に進んでいくべきである、私はそう思っている。

尾形 修平

今まさに驚ヶ巢会の板垣会長さんが言われたような結果が今までの議会改革調査研究特別委員会で議論されてきて、前回前々回のときに答申がなされたときに議員報酬に関しては現状維持でいこうということによって皆さん納得されているので今期に関しては今のままでいくと。ただ、この議会改革調査研究特別委員会でこのまま次期に渡しているのかとなったときに、私はその道筋だけは今回の委員会で付けておくべきだと思っ先ほど報酬等審議会に委ねるという話をしたが、報酬等審議会に委ねたからといって我々がアンケートとった30万になる35万になるなんてことは私は考えてないので、現状をベースに報酬等審議会であると判断していただくと、だから上がる要素もあれば現状維持という答えが出るか、はたまた仕事していないので下がるということもあり得ると思うので、それも踏まえて私は委ねるのが一番いいかなというふうに思う。合併してから議員の報酬は上がっていないし、旧村上市のときに一時平成15年か16年に下がっている。下がっているのを引きずっているというのが今の現状だと思うので、それは議員の内部だけの議論でなくて外部の専門の知見を用いた格好で客観的に報酬に関しては判断してもらおうという方法が一番いいのかなというふうに思う。

長谷川 孝

私も思い出したが、16年か17年前に私が最初に議員になったときもこの議会改革調査研究特別委員会を同じようなのを作った。そのとき野口さんが委員長で私が副委員長やったときには、120団体のうち30団体の人たちにここに来てもらって、議員報酬と議員定数について議論した。でも、残念ながら結果的には今と同じような状況がもう17年前から同じである、結論は出せない。住民の団体の代表も、結果的にはいろいろな話は言うけど、集約できない。だからこういうような結果になったのということと、それから先ほど板垣委員のほうから話したように、合併当時あのときには私も議会運営委員長でたしか政務調査費に関しては全部の会派の人間がやむを得ないだろうということで、これから議員の活動を活発にしていこうということで金額を上げたわけだ。あのときも一旦上げてながら、今と同じように10か月か11か月後選挙があった。そのときに矢継ぎ早に私のところに電話来て、政務調査費を上げたのはあなただというような市民からの圧倒的に抗議が来た。そういうような形にならざるを得ないということもあったわけ。だから、そういうのを踏まえた中で本来この議論をこういう議員が全部議員報酬とかもやるべきかどうかというのは私は疑問があったのだけれど、結果的にこういうような形になっているので、尾形委員が言うように今後のひとつのステップアップのために報酬等審議会に預けるというのもやり方として一番妥当なのかなという気もするけど、はっきり言って、やり方自体が議会できちんと決めたことがそのまま市民から反発があったということ自体が我々議員が決めたというのに対する反発がすごかったということは非常に残念な結果だったのではないかなというふうな気がする。

(「委員長」「寝てるなよ」と呼ぶ者あり)

板垣 一徳 委員長、その方向性で進みましょう。

平山委員長 わかった。この件については以上のとおりとする。

(何事か呼ぶ者あり)

竹内喜代嗣 来期は報酬等審議会にまかせるという結論にしたという議会改革調査研究特別委員会の決定を今しているわけか。

平山委員長 そうである。

竹内喜代嗣 じゃあ私は反対である。

平山委員長 ほかにないか。

佐藤 重陽 今回の竹内委員の意味を聞きたいが、報酬等審議会に諮ること自体が反対ということになると、さっき私はそこを線引きしたいと思ったが、その反対の意味を聞きたいのは、これは議員報酬のあり方そのものを抜本的に例えば10万にするのか、40万にするのか検討しましょうということを考えるのは報酬等審議会にお願いするのは無理だけど、定例的な毎年の中での職員起用ではないけれど、そういう市長がかけるときに議員と報酬等審議会が村上には設置されていて議会にはないので、それを市長にお願いして行政側をお願いして一緒にかけてもらうということ自体を反対する意味というのをちょっと教えてもらいたい。それだめだというのであれば。

竹内喜代嗣 基本条例で、議員報酬については自分自身で決めるという、簡単に言えばそういうことだと思うが、それをやめちゃうという意味合いでの結論はうまくないんじゃないかというふうに私は思う。

佐藤 重陽 そう言ってしまうとそうだけど、この議会基本条例でそういうふうに謳っているというのは元から議会の議員報酬というのは議員たちが決めてきたわけだよね。ただ、そのものを毎年の中でそれが妥当かどうかという、簡単に言えば第三者的目線の中で諮ってもらおうというのが、言い方変えれば報酬等審議会だと思うので実際にそれが例えば、1,000円アップする、いやその必要ないと言えばそれは議会で最初判断するわけだから、その報酬等審議会にかけること自体を反対だというのはちょっと違うんじゃないかなと思う、趣旨が。

竹内喜代嗣 事務局に聞きたいが、基本条例を持つ他の市議会ではどのようになっているのか。毎年、胎内とか新潟市もそうだが、報酬等審議会で議会の要請はないけれども暗黙の了解で報酬等審議会では議論している、そういう慣例になっているということなのか、現状。

事務局 最初に20、21条を見ていただいたのはそこにあって、20条の定数については2項をつけてこれは議員が提案するということははっきり謳っているわけである。に対して21条の報酬についてはその項目はない。これについての考え方は先ほど申し上げたとおり、これはやり方としてははっきり言えば、議会がそれぞれ自分たちとしてその市の現状とか課題とか将来予測と展望を十分に考慮してなおかつ議員活動の評価を市民に聞いて、それでもって、例えば市長に依頼して、諮問機関である報酬等審議会にかけていくと、その流れがひとつ。それから今この謳われているとおりにしていったら、議員が提案していくとその2点があるということである。今県内の状況ということだったが、毎年もしくは報酬等審議会にかけている市については、調べたところ、そういう市の基本条例はこの議員報酬について、こういった謳いこみをしていない。例えばの話だが、議員報酬については報酬条例によるとか、そういうことになっているので、その報酬条例はその市によって例えば当市と同じく、市長は必ず報酬等審議会に諮問するんだということであれば、当然今まで見ても報酬等審議会に諮問をして決めているわけである。当市議会の基本条例は、これは市民意見を聞きながらであるので、

その上でもって先ほど板垣委員からもあったように、今回の調査それからここでの議論を踏まえて、さらに今後の活動もあるし、本市の状況等も資料的なものをつけて報酬等審議会にかけてもらうのであれば、この基本条例になんら違うものではないなど思っている。

竹内喜代嗣 わかった。全部今まで議論してきた内容も含めて報酬等審議会に報告をして委ねるといふ・・・

事務 局長 今までの尾形委員からお話があったとおり、あとはその地域的なもの、それから板垣委員より資料的なものを今後つけるということになれば、今後の先ほどお付けした調査会のついでに付帯意見等も踏まえれば、今後のこの1年間の中の活動と今後また市民と議会の懇談会も当然さらに回数もふやしたり、倍もふやしてやっていきたいという考えもあるわけなので、そういった議員の取り組みを示して報酬等審議会にかけるといふこともひとつ考えられることだと思う。

竹内喜代嗣 考えられることって・・・

平山委員長 発言されていない方にかあったらどうぞ。

川村 敏晴 報酬については、うちの会派としても第三者委員会の決定に従うというようなことでは意思表示をしているが、次期改選後についてのことを言えば、幅広い世代の人たちが議員参画できるようなそういう体系にあってほしいというふうな考えに基づいて今皆さんが語る発言されているような流れで適切な報酬等審議会の判断を仰ぐということも必要なんだろうというふうに考えている。

河村 幸雄 今川村委員が言ったようなところを強く若者世代が議員になれるようなそういうような結果を伝えていただきたいと思う。

平山委員長 報酬等審議会にかけるといふことは市長にお願いするということだからそのことについて議長は何かあったらどうぞ。

(「市長に諮問してくれということを使うのであって、ここで条件を付けるのであれば単価もつけてやるべきだ、議員だったら」と呼ぶ者あり)

三田 議長 今る皆さんから発言あったが、報酬等審議会のメンバーの方々はそのことも含めて判断の材料にするだけのメンバーだと認識をしているので、そのことは皆さんがそういうことであれば議会としてお願いを申し上げる。

平山委員長 このことについては報酬等審議会にお願いをするということでもいいか、皆さんの意見としては。

(「はい」と呼ぶ者あり)

平山委員長 じゃあそう決める。この件については以上のとおりとする。

(何事か呼ぶ者あり)

平山委員長 だから次のその他について皆さんから何かあったらどうぞ発言してくれ。

(何事か呼ぶ者あり)

板垣 一徳 この議会改革調査研究特別委員会は最終的には皆さんの一人一人の意見で議会の倫理問題も含めて、議会の改革を大幅にやろうとこういうことで始まったわけである。議員定数・報酬はこれで方向性がついたわけであるので、一番目的とする、あるいは今立候補をされようという方々の政治政策の中での報道に載っているように、私ども今市民との意見交換会あるいは高校生との意見交換会もなんとか議会の理解をいただいて、議会活動に対する認識感あるいはそういうことを強めたいという思いですとやってきたが、この今の改革の中で本来は私どもは単なる報酬を上げることによって若い人々が活動できる体制づくりがひとつは整うんじゃないかというような甘い考え方で

進んできた経過がある。そこで、私はやっぱり今、日本全体の小さい市町村は議会にすら立候補する人がいないと、あるいは定数をどんどん減らしていかなければならない実情のある市町村がある。そういう中で村上市も決してこれからずっと議員が安定して若い人々が後続としてつないでいくということが極めて私はこの条件では難しいとみる。そこで、この議会改革の中で、例えば市民との意見交換会の中で若い人々との交流を図るとかそういう意見をひとつ今後、それだけじゃないけど議会改革の中で議論をする必要があるんじゃないかと私はこう思う。

長谷川 孝

今板垣委員が言ったように、一番私が合併するかしないかで旧村上市のときに揉めたときに100以上の町内の公民館を借りて、我々の場合には合併を賛成するという立場で説明会を開いた。そのときに、羽黒町公民館でやったときに一人の男がぽつんと前に座って、若い男が座ったと。いろいろ市政については経験なくて、それで私がそこまであなた思いがあるのであれば市議会議員にぜひとも立候補してもらいたいという話をしたときに本人がその気になってなったのが本間清人君だった。まったく行政とかのこと知らないのだけど、合併の是非ということだけで本人が突然一番前に座ったというそういう偶然性がある、実際。だから私が今板垣委員が言ったようにこれから議員の仕事役割は、議案の決定権、市政の監視、自分の政策提案、それから住民の皆さんの大体の考え方はこういうのだという集約、この4つが議員としての仕事だと思っている。一番最終的に私が言いたいのは、意見交換会をもう少し狭めた形で、2つの町内とか、それから集落2つとか、そういう形で地道な活動を村上市議会としてしたほうがいいんじゃないかというふうな気がする。前に雷のときに特別委員会でやったときにあの雷で35人くらい来た。非常に盛り上がり、本来は地域医療調査研究特別委員会のことをやったが、この集落で問題あるからこれ聞いてくれとか、いろいろな話が出て2時間くらいやった、議論を。そういうようなことを考えた場合に議員が委員会の一人ずつでもいいから、3人か4人で2つの集落とか、ひとつの町内とか、そういう形でもう少し地道な活動を議会として活動したほうがいいのではないかとこのように思うので私はそういうような提案をさせていただく。

尾形 修平

今、板垣委員、長谷川委員おっしゃった市民と議会の懇談会、先般議会運営委員会で議論させていただいて昨年度行った市内4校の高校生との懇談会をやるというふうになったし、市民と議会の懇談会も今年度は開催するという方向になっているので、それを議会運営委員会でやるか議会改革調査研究特別委員会でやるか、目的は同じだと思うのでその辺だけ調整していただければ逆に議会運営委員会から離して、市民と議会の懇談会は議会改革調査研究特別委員会でやるというのならそれはそれでいいが、その辺委員長整理してくれ。

平山委員長

それは議会運営委員会だ、筋違いだと思う。議会運営委員会でやってくれ。

長谷川 孝

議会運営委員会でやる議会改革調査研究特別委員会でやるというのじゃなくて、そういうふうなことを議会でやってくれと言っているだけ。

平山委員長

わかっている、そんなこと。

長谷川 孝

なんだよ、もう少し整理しろ自分で。

板垣 一徳

高志会の尾形委員が言うようにこれをどこでするというのでなくて、全議員が力を合わせて、市民との意見交換会というのを立ち上げたわけだから、やはり今まで従来どおり、それはそれとしてやっぱりやっていくと。しかし、この特別委員会の中で例えば今言うように若者を中心にどういう活動で議会運営委員会でそれをしていただくとか、そういうことをこの特別委員会でこの次でもこの次でもいいから、あるいは報

酬の問題は私どもが明日でも道外れたことがあって出来なかったわけである。しかし、本当に市民と意見交換をしたとき、村上市はやっぱり報酬低いよとそういう声が出るかもしれない。逆に高いと言うかもしれない。そういうことも私どもはこの委員会では報酬にふれないで、別な角度からそういうものを市民と議会とのふれあいというものをもう少し真剣に一步進めていったらどうかという考えである。それは議会運営委員会でやっぱり私はやるべきだと思う。

佐藤 重陽 私も今やっている事業である市民との懇談会、学生を対象にした懇談会と云えばいいのか、意見交換会と云えばいいのか、そういうものというのはひとつにはやり方を工夫しながら毎年継続できればいいなあというふうに思う。そうなった場合にそれは特別委員会の仕事じゃなくてやはり本来通常の委員会の中、その後議会運営委員会が一番適任になるかということになるかと思うが、そういうことにどこかが担っていくということでもいいと思う。私やっぱり議会改革というもののこの特別委員会の性格としてやはりどうすることでこの我々議員の質が上がるのか、どうすることで議会そのものの質が上がるのか、それがやっぱり検討される期間であるんだろうと思う。しかも今回の定数の問題、議員報酬の問題に至って非常に厳しい意見が出ているわけだ。それが逆に言えば一般的な目だとしたときに我々本当に今のままのほほんとした議員でいいのか、どうあるべきなのかということと少し基本条例から外れてしまうこともまたはあるかもしれないが、そんなことがフリートークでできるような場面を作っておく必要があるんでないかなと、それはこの委員会で取り上げるのが一番いいのかなと、毎回毎回ということじゃなくてそんなことをやっぱりやる機会をできるならせつかく持った特別委員会の中でどうしたら議会がよくなるのかと、こういうことなわけだからそれそのものが議会改革調査研究特別委員会というものの性格だからそういうことを考えたときに少し場面はずれるかもしれないが、議会の質、議員そのものの質をどうやることで高められるのか、そんなことをどこかで議論する場面があってもいいのかなというふうに思っているので、それが議会改革調査研究特別委員会でできれば一番いいのだろうと思っているので、そんなことも検討していただければと思う。

平山委員長 ここで副委員長から話があるそうだ、どうぞ。

渡辺 昌 最初に決めた月1回のペースでこの会議開いて考えると、来年の3月までにざっと10回になる。その中で決められることというのは限られてくるので、今議会懇談会の件がひとつ上がった。そのほかにそれも含めて、例えば次の会議までに会派ごとに、これをやりたい、やらなきゃならないという項目を挙げてもらって、その項目を次の会議で検討したらどうか。

板垣 一徳 それで結構だと思うし、若い人々の青年団というのがなくなって、今商工会議所しかない、この地域では。これは素晴らしい未来の村上市の将来を担うような、あるいは村上市の経済を担うような全く優秀な人々が私は加盟されていると思う。私は商工会議所は何度も出席させていただいているが、そういう方向性も将来というかこの次じゃなくてもこの次の話のときにそういう私は商工会議所の皆さんと、会議所がオクケーしていただければそういう方々との意見交換会というのも私は村上市の市政発展のために大きく寄与していくんじゃないかなと思っている。

鈴木 好彦 我々には今ひとつ宿題が与えられているという認識でいるが、調査会から議員報酬と定数の問題、一応答えいただいた。中に附帯事項として4つほどあるが、多く見ると議会活動・議員活動の市民へのより見えるような形であるということがひとつあると思うし、4番目に議員個々の自己点検・自己評価を徹底して公開してもらいたいとい

うような提案がある。どういう形が、それに応えられるものかといろいろ考えるわけだが、なかなかイメージが出てこない。でもこれ個々のスタイルで評価出したとしてももらった市民はそれを同一のレベルではなかなか評価しにくいところがあると思う。なので、あるひとつのスタイルを作って、そこに埋め込むような形で個々の評価をしていくと。そういう形をとれば市民が同じフォーマットの中で評価できるのかなど。これがひとつ今回の議員報酬を我々が違った形で進展させたことに対する答え、質問に対する答えではないかと思っているが、これについて限られた時間の中である程度の方向性を見出してもらえればなと私は思っている。

平山委員長 つまりは、この中で評価シートみたいなのを作れということだよな。

鈴木 好彦 それも含めて・・・

尾形 修平 先ほど副委員長提案したようにそれも含めて各会派に持ち帰って、その項目洗い出しをしていただくということで皆さんに了承もってもらえれば、この会閉まるのでお願いします。

長谷川 孝 鈴木委員いいこと言ったと思う。この自己評価というのがなかなか難しいやり方になると思うが、例えば副委員長と河村委員と鈴木委員と3人くらいで、前に議会基本条例作ったとき、部分的な面はそういう専門部会みたいなのを作った。それでやってもらったという経緯がある、2か月くらいの間に時間を区切って。だからそういうような専門部会みたいなのをやってやるのもひとつの方法だと思うので、会派に一応持ち帰った中で考えてもらえればなと思う。

平山委員長 そうすれば今までのことは会派に持ち帰って、更に検討をして次の皆さんの検討する項目を決めてきてくれ。それをこの次の発表の材料にしてもらいたいと思う。それでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

協議事項(3) その他

平山委員長 次に(3)その他について。

事務 局長 ありません。

平山委員長 皆さんから何かないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平山委員長 それでは次回の委員会の開催日を相談したいと思う。

事務 局長 今ほどご議論いただいた件にプラス、最初のパブリックコメントの終わりが6月4日火曜日である。この結果を取りまとめて、皆様にお示しをするタイミングが4日の週であれば、7日の金曜日とかがひとつ考えられるし、今ほどの検討項目を上げていただくのが、そこでいいということであればそこであるが、先に挙げていただいてそれをやるとなるとまたその翌週あたり。議会はプレ議会運営委員会が25日。新しく当選してきた議員さんへの説明会を13、14日あたりで検討していて、そうであれば同じタイミングかもしれない。午前午後分けるような形でということであれば14日。17日月曜日かどうか。

(何事か呼ぶ者あり)

事務 局長 17日月曜日10時で予定してください。

平山委員長 それでは次回は6月17日10時で決定する。

(何事か呼ぶ者あり)

平山委員長 なお本日の委員会の結果等については委員の皆さんから各会派へご報告そしてご協議

くださるようお願いする。

長谷川 孝 委員長に言いたいが、今日決まったことの集約を最後にちゃんとやらしてもらわないと困る。なんだかいつもしり切れとんぼみたいな形で。今日決まったことをちゃんと言ってくれ。

事務 局長 今までの決まったこと等を本日の決まったことということでお上げしていたので私のほうからも皆様のほうに全員に本日の協議内容結果ということでお示しする。

委員長（平山 耕君）閉会を宣する。

（午前11時00分）